

原告団の訴え／原発事故、過酷な被害は今も続いている

福島原発事故津島被害者原告団

1.被害の状況

2011年3月の東電福島第一原発事故のため、浪江町津島地区(95.5km²、山手線の内側の約1.5倍の面積、約450世帯・1,400人)は高濃度の放射能汚染のため帰還困難区域とされ、全住民が避難を強いられて15年目。管理不能の家屋は草木に覆われ動物に侵入されて損壊、田畑は森林と化して、地域は荒廃を極める。

※住民が顔を合わせるのは行政区(部落)総会、告別式など限られた機会

地区の僅か1.6%が特定復興再生拠点区域(復興拠点1,53km²)として整備され、2023年3月規制解除。

98.4%の拠点区域外は帰還希望に応じた特定帰還居住区域の整備が進められるが、地区全体に係る除染計画は未だに示されず。一方、民家、公共施設(旧役場支所、診療所、小・中学校など)の解体が進められている。

※住民は子孫に負の遺産を遺せないと、多くが断腸の思いで家屋解体を決断

拠点区域内は殆ど解体され、残された家は僅か
家屋解体状況(2026.2.1現在 仮集計)は下記のとおり

区分	世帯数	解体撤去数	備考
拠点区域内	103	82(79.6%)	受付済みで解体待ちの件数は含まない
拠点区域外	348	174(50.0%)	
計	451	256(56.7%)	

※特定帰還居住区域は、調査対象392世帯中191世帯(48.7%)・面積5.59km²(6%)が帰還意向(12/1現在)を示し、順次除染等整備が進められる

拠点区域内に復興住宅10棟(現在10世帯入居)、役場支所が整備され、駐在も常駐しているが、地域社会に必須のインフラが未整備なうえ、除染後も1msv/年を超える放射線量への懸念などから、復興再生には未だ遠い状況(地域社会は消滅同然)。

拠点区域内農地の復興組合管理、水田耕作の試験栽培、果樹団地営農計画やや養魚施設設置構想などが進められつつあるが、まだまだ先は見通せない状況。

※住民自身の努力による肉祭り・桜祭りなどのイベントや、解体された菩提寺・長安寺再建の動きなどあるも、状況は極めて厳しいのが実態

2.訴訟の概要

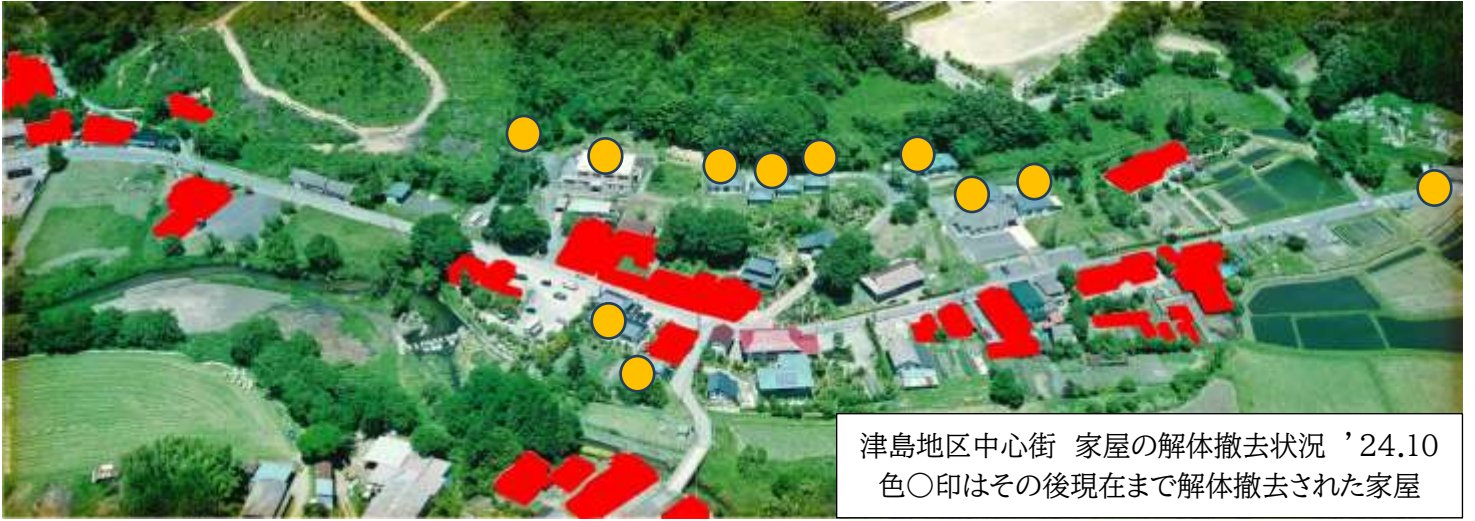
上記のような過酷な状況から、住民の約半数(提訴時682名、第1審結審時659名)が原告団を結成して国、東電を相手に2015年9月福島地裁郡山支部へ提訴(請求趣旨は、原状回復と損害賠償)。2021年7月判決は国・東電の責任を明確に認め断罪するも原状回復請求は却下。一方、被害の状況を丁寧に認定し、被曝慰謝料を認容。慰謝料165万円/人など総額約10億円の賠償を命じる。

2021年8月仙台高裁に控訴、昨年9/19期日に結審は本年3/9と指定され、夏～秋ころに判決の見込み。控訴審では新たに国の作為的加害行為を主位的主張として展開し、6.17最判を正しふるさとの原状回復を求めて闘う。なお、公正判決署名は、個人署名10万筆提出済みでさらに20万筆を目指して上積みを図るとともに、団体署名活動を展開中(9/19現在3,139筆)。



私たちは何を失おうとしているのか? = ふるさと津島

- ・自然とのかかわり
- ・人と人のかかわり(絆、結)
- ・持続的、永続的な暮らし(歴史・伝統・文化・民俗芸能)



津島地区中心街 家屋の解体撤去状況 '24.10
色○印はその後現在まで解体撤去された家屋



盆踊り



保存継承困難な民俗芸能



民家で我が物顔のキツネ



森に飲み込まれる民家



断腸の思いで決断し、解体順番待ちの古民家



悩んだうえ、解体せず残された家